

## 令和5年度 清掃工場等における飛灰処理汚泥のダイオキシン類測定結果

飛灰をダイオキシン類対策特別措置法に定める方法により処理したものです。  
測定結果はすべて法基準値を下回りました。

令和6年5月現在

調査機関:ユーロフィン日本環境株式会社

単位:ng-TEQ/g

工場名	測定日	飛灰処理汚泥の ダイオキシン類濃度
有明 <sup>※1</sup>	令和5年4月5日	0.19
千歳 <sup>※1</sup>	令和5年6月12日	2.9
墨田 <sup>※1</sup>	令和5年6月2日	0.099
新江東 <sup>※1</sup>	令和5年6月6日	0.19
港 <sup>※1</sup>	令和5年5月15日	0.31
豊島 <sup>※1</sup>	令和5年11月15日	0.31
渋谷 <sup>※1※2</sup>	-	-
中央 <sup>※1</sup>	令和5年10月5日	0.39
板橋	令和5年6月19日	0.089
多摩川	令和5年4月7日	0.76
足立	令和5年7月7日	0.34
品川	令和5年5月26日	0.15
葛飾	令和5年8月29日	0.67
世田谷	令和5年6月1日	1.4
大田(新)	令和5年6月13日	0.40
大田第一 <sup>※1</sup>	令和5年4月12日	0.83
練馬	令和5年6月9日	0.18
杉並	令和5年4月26日	0.18
光が丘	令和5年5月23日	0.40
目黒	令和5年7月5日	0.13
中防灰溶融施設	令和5年5月11日	0.33

(注1)飛灰処理汚泥の法基準値 3ng-TEQ/g

ただし、※1は既施設であり、同法に定める方法により飛灰を処理する場合、基準値は適用されない。

(注2)ng(ナノグラム)とは、10億分の1グラムを表す単位

(注3)※2は飛灰を中防灰溶融施設等に搬送し、法律に定める方法により処理している。